

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSNo.216
JUNE.2025ホームページのURL
<https://www.jacsw.or.jp/>

専門職チームの活動実績を振り返る	1
在留資格を有さない外国人の実態調査報告	3
世界ソーシャルワークデー2025記念イベント	5
第28回アジア太平洋ソーシャルワーク地域会議参加申込みが開始	6
成年後見制度改正のパブリックコメント募集開始	6
災害担当者会議を開催しました	7
2024年度補助金・助成金事業報告	8
ソーシャルワーク専門職として 仲間とともに未来をつくろう	11
e-ラーニング講座のご案内	12
生涯研修制度～基礎課程から専門課程へステップアップ!～	13
認定上級社会福祉士が誕生しました/認定社会福祉士をどうぞ!	14
全国大会・社会福祉士学会情報(島根大会、青森大会)	18
2024年度臨時総会を開催しました/2025年度通常総会の議案について	19
社会保障審議会福祉部会がスタートしました	20
声明を発信しました	21
2025年度日本社会福祉士会 行事予定表	23
事務局組織図/四谷事務局だより	24

第5回 虐待対応専門職チーム経験交流会

専門職チームの活動実績を振り返る

権利擁護推進あり方検討委員会 委員長 徳永 実

「虐待対応専門職チーム」(以下「専門職チーム」)は、虐待対応に精通した社会福祉士と弁護士で構成され、市町村などの体制整備や虐待対応力等の向上を支援することを目的に設置されています。

3月29日(土)、弁護士会館クレオ(東京都千代田区)において日本弁護士連合会(以下「日弁連」)との共催にて、専門職チームの活動実績を振り返り、アドバイザー(助言者)としての立ち位置を確認し、最新の動向等を共有することなどを目的に、第5回「虐待対応専門職チーム経験交流会」を開催しました。今回は第3回の開催以来7年ぶりの対面での開催となり、社会福祉士53人、弁護士51人、合計104人の参加者が日本全国から集まりました。

講演

本会の安藤千晶副会長の開会挨拶に引き続き、厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者虐待防止専門官の乙幡美佐江氏より「高齢者虐待に関する調査研究結果と取組、専門職チームへの期待」として、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(国マニュアル)2025(令和7)年3月の改訂について、不適切なケアは虐待であることに加え、全ての介護サービス事業者について身体拘束等の適正化のための措置の義務付け、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動が心理的虐待に該当することが明記されたこと、面会制限についての記載などに関する説明がありました。

続いて、同社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室虐待防止専門官の松崎貴之氏より「障害者虐待に関する調査研究結果と取組、専門職チームへの期待」として、2025(令和7)年度よりグループホームにおける地域連携推進会議の義務付け、強度行動障害を有する障害者等への支



虐待対応専門職チーム経験交流会の様子

援体制の充実、障害者虐待防止・権利擁護研修標準カリキュラムの中に虐待対応専門職チームの活用について記載がされている旨の説明がありました。

また、同精神・障害保健課権利擁護支援専門官の岡本秀行氏からは「精神保健福祉法上における虐待防止事項について」として、2024（令和6）年4月に精神保健福祉法が改正され、精神科病院の管理者に虐待防止措置の義務化、業務従事者による障害者虐待を発見した者の都道府県への通報義務に関する規定が創設されたことや、入院中に虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合などには予告期間なしに監査ができるなどの説明がありました。

共同報告、事例報告

安藤副会長と日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局次長の小山操子氏より「専門職チームの活動報告とこれから」について共同報告を行い、黒岩海映弁護士から日弁連アンケート結果について報告がなされました。

また、愛媛県、宮崎県、大阪府の施設従事者虐待、養護者虐待に関する事例報告がなされました。

グループディスカッション

先の事例報告を受けてグループディスカッションが行われました。

グループディスカッションでは、助言に苦慮したこととして、市町村職員の知識量の差による助言内容、養護者支援について行政が考慮しすぎた結果対応が遅くなったケース、本来は分離が妥当だが被虐待者が「家にいたい」と意思表示があった時の対応、虐待者と被虐待者が共依存の状態のときの対応などが挙げられました。また、緊急性を適切に判断することと共に、地域によって避難先が不足していることや、県との関係性の構築などの課題も挙げられました。その中で、顔の見える関係や法的根拠を示すことが、対応における市町村の背中を押すことになるなどの意見もありました。施設従事者虐待については、施設で未だに悪しき慣習が見られる場合があることや、虐待者を悪者にしてしまう傾向があること、加えて、内部通報者の保護も大切であることなどが挙げられました。また、虐待防止委員会の義務化によって虐待防止研修などが開催され、施設従事者の権利擁護意識が高まることで、悪化防止、

再発防止、未然防止につながるのお話もありました。虐待対応に共通して言えることは、ポイントを押さえる、本人を理解する、帳票を活用する、そして、助言ははっきり伝えることの重要性が共有されました。

最後に、日弁連高齢者・障害者権利支援センターセンター長の矢野和雄氏の挨拶で閉会しました。

専門職チームと本交流会

専門職チームは、2006年の高齢者虐待防止法の施行にあわせて設置準備が始まり、翌2007年の弁護士会と社会福祉士会との合同研修会を経て「専門職チーム」の形成が始まりました。2009年の第1回経験交流会では、スタンダードモデルの提示がなされ、第2回開催となる2012年には、障害者虐待防止法が施行され、障がい者への対応も必要になってきました。2017年の第3回では、10年間の活動実績を振り返り、2021年には第4回を開催し、専門職チームのこれまでとこれからについて話し合われました。

【専門職チームのスタンダードモデル】

- ① チームとして助言にあたること
- ② 助言者（アドバイザー）であること
- ③ 個別のケース会議を通じた助言であること
- ④ 市町村などと専門職チームに関する契約に基づく助言であること

2024年3月現在、専門職チームの設置は38道府県社会福祉士会、検討中は2県社会福祉士会となっています。また、本会では、専門職チームの人材確保として、2年に1回アドバイザー養成研修（虐待対応専門研修～アドバイザーコース～）を開催しています。

今後、困難事例への対応など、市町村の虐待対応における専門職チーム派遣のニーズはますます高まると考えられます。虐待対応の現場が根拠をもって判断できることを促す支援チームとして、今後も研鑽を深めていきましょう。

※虐待対応専門職チーム経験交流会報告書は、本会ホームページに掲載しています。

https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/04.html



在留資格を有さない外国人の実態調査報告

国際担当理事 多文化ソーシャルワークプロジェクトチーム リーダー 伊東 良輔

本会では、2023から2024年度にかけて「在留資格を有さない外国人の実態調査」を実施しました。本ニュースでは、調査結果の概要を報告します。なお、報告書は、本会ホームページにて公開しています。

はじめに

近年、政府は外国人材の積極的な受け入れと共生に力を入れており、福祉分野でも技能実習生など様々な外国人材の受け入れが進んでいます。

多様な背景をもつ人材の導入は、我が国の社会経済の活性化に不可欠な要素であり、その重要性は日増しに高まっています。

この動きは、国際化が進む現代社会において、多文化理解の促進や社会全体の多様性の受容に寄与するものと期待されていますが、このような前向きな取り組みの陰で、外国人、特に非正規滞在の外国人の人権侵害や生活問題が依然として存在しています。

本会は、これらの外国人が直面する課題に目を向け、その解決に向けた取り組みの必要性を強く感じており、人権擁護及び社会正義に反する行為に対して広く声明を発出してきましたが、社会の網の目から漏れがちな存在である非正規滞在の外国人は、しばしば基本的な人権擁護や生活支援のサービスを受けることが困難な状況に置かれています。

これらの状況を受け、本会では2017年度に中央共同募金会の赤い羽根福祉基金の助成事業として「滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業」における調査を実施しました。その結果、本会に求められる取り組みとして「在留資格の有無に関わらず、外国人の生活実態やニーズの調査、支援の実態などの調査」の期待が寄せられました。

そこで、本会の「多文化ソーシャルワークプロジェクトチーム」では、発展的調査として我が国の法律や制度で保護をされていない滞日外国人の人権擁護の視点から「在留資格を有さない外国人の実態調査」を2023・2024年度に実施しました。

この調査では、国内で外国人支援に関わる機関・団体（国際交流協会、社会福祉協議会、一元的相談窓口、福祉施設、医療機関、民間支援団体等）の500

事業所にアンケートを送付し、195事業所から回答を得ることができました。また、アンケート調査の結果を踏まえ、多様な支援を提供している機関（7機関）に対しヒアリング調査も実施しました。

1 支援実施状況の全体像

非正規滞在外国人に対する支援を実施している機関・団体は、全体の約3割にとどまっています。アンケート調査の結果では、全国のNPO法人、医療機関、行政機関など195機関のうち、実際に支援を行っているとは回答したのは61件（31.3%）でした。一方、出入国在留管理庁によると、2023年7月時点での不法残留者数は79,101人であり、前年よりも12.2%増加しています。

つまり、支援ニーズが増大しているにもかかわらず、実際に支援を届けられている人は限られており、大きな支援ギャップが存在していることがわかります。

2 国籍別の傾向とリスク要因

支援対象となっている非正規滞在外国人の出身国は多岐にわたりますが、特にフィリピン、ベトナム、アフリカ諸国の人が多くを占めています。フィリピン出身者は、配偶者との離婚やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害などを背景に、在留資格を失うケースが目立ちます。

また、ベトナムからの技能実習生は、制度上の不備や仲介業者による搾取、借金などの影響で脱走し、不法就労や非正規滞在状態に陥ることが少なくありません。アフリカ諸国からの渡航者の場合、言語の壁（特にフランス語圏）や文化の違い、宗教的背景などにより、既存の支援制度では対応が難しい事例も多く見られます。

3 支援を必要とする主な理由

支援を必要とする理由として最も多かったのは「医療の必要性」でした。非正規滞在外国人の多くは健康保険に加入できず、経済的にも困窮している

ため、病気や怪我をしても医療機関の受診が困難な状況にあります。次いで「経済的困窮」「在留資格の問題」「住居の不安定」などが挙げられています。生活基盤が極めて不安定であり、複数の困難が同時に存在しているのが特徴です。特に、社会保障制度の対象外であることから、福祉や生活保護といった支援制度の活用が難しく、支援者側にも大きな負担がかかっています。

4 支援上の主要課題

支援を行っている機関・団体からは、支援活動の中で直面する課題として「法的地位により公的制度が利用できないこと」が最も多く挙げられました。

非正規滞在の状態では、健康保険や生活保護といった公的制度の対象外と判断される場合が多く、行政の支援を受けることが困難です。そのため支援はNPOや宗教団体、ボランティアなど民間の努力に依存せざるを得ません。

また「本人に費用負担能力がない」「他機関との連携が難しい」「本人が支援を拒否する」なども、支援を継続する上での大きな壁となっています。制度的・構造的な制約が支援の効果を限定している現状があります。

5 医療支援の構図と課題

医療機関は、非正規滞在外国人への支援を行っている割合が他の分野に比べて高く、約60%が支援に関与しているとされています。

無料低額診療事業を活用するケースもありますが、それでも外来診療が中心となり、入院や手術など高額な医療には対応しきれない場合が多くあります。

診療費の回収が困難なケースが多いため、医療機関自体が赤字を抱えることもあり、経営面での課題が深刻です。その結果、医療機関が支援し続けることが難しくなり、支援の継続性が危ぶまれる状況です。また、患者が高額な費用負担を恐れて症状を放置し、病状が悪化したケースも報告されており、命に関わる事態にもつながりかねません。

6 医療以外の支援と今後の検討

医療以外にも、DV被害者を保護する配偶者暴力相談支援センターでは、67.6%が非正規滞在外国人に対する支援を行っていると回答しています。DVによる避難の過程で在留資格を失い、合法的に日本に滞在できなくなったケースもあり、被害者保護の

観点からも支援体制の整備が急務です。

また、日本語教室や社会福祉協議会なども支援の窓口となりえますが、非正規滞在者との接点が限られていることや、制度の周知が不十分であることから、活用率は低いのが現状です。行政・医療・福祉・教育などの分野を横断した連携と情報共有が、今後の課題として重要視されます。

7 生活困窮・人権侵害・子どもの課題

支援対象者の中には、借金返済のために売春や危険労働に従事せざるを得ない人もおり、深刻な人権侵害が発生しています。中には人身売買の被害に遭ったとされる事例も含まれており、単なる「不法滞在」という視点では捉えきれない背景があります。

また、非正規滞在者が親である場合、その子どもたちにも影響が及びます。学校に通えなかったり、日本語が話せず社会との接点を持てなかったりと、子どもの発達や教育にも大きな支障があります。特に、不登校や精神的ストレスを抱える子どもたちの支援は、社会全体の責任として真剣に考える必要があります。

このように、非正規滞在外国人への支援は、医療・福祉・教育・法律といった複数の領域にまたがる課題を含んでいます。ソーシャルワーカーや福祉専門職にとっては、制度の限界を理解しつつ、地域や民間資源を活用して多角的な支援を組み立てる力が求められています。個別の事情に寄り添いながら、支援対象者の権利と尊厳を守る実践が、今後ますます重要となるでしょう。

2025年度の多文化ソーシャルワークプロジェクトでは、外国人支援の質の向上にむけた人材育成について検討していく予定です。

■2023年度、2024年度の調査研究事業報告書

本会HP：<https://www.jacsw.or.jp/citizens/kokusai/index.html>

QRコード



2023年度



2024年度

世界ソーシャルワークデー 2025記念イベント

「日本社会の変容と移民の受け入れ体制を考える」開催

国際協力員 大島 了

3月2日(日)、日本女子大学目白キャンパス(東京都文京区)にて、国内外のさまざまな分野のソーシャルワーカー、研究者、学生をはじめ関係者を対象に、対面とオンラインあわせて約70人参加のもと「日本社会の変容と移民の受け入れ体制を考える」をテーマにしたイベント(講演とワールドカフェ)を開催しました。

社会福祉の現場で活動する私たちは、外国籍住民もさまざまな生活課題を抱えることがあることを想像することはできても、実際の接点となると従事する現場や地域により相応の差があるものと思います。

本年の世界ソーシャルワークデー記念イベントの前半は「移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)」で長年外国籍住民の支援活動をされてきた立場から、鳥居一平氏と大川昭博氏にご登壇いただき、講演後の後半部に、ワールドカフェ形式で参加者同士で対話をするというプログラムを実施しました。両講師の貴重な体験談を交え、日本社会の課題として指摘されてきた制度上の不備や社会の誤解についてあらためて学びの機会を得ることができたと思います。

技能実習制度については、かねてより最低賃金制度が及ばない労働搾取の問題としての指摘があり、この根底にある課題への取り組みなしに今後も海外

から来る人びとの受け入れには、困難が伴うものと想像しました。

鳥居氏から報告いただいた事例では、法定労働時間はおろか、外出などの自由がほとんどないような事業所が実際に存在し、相談機関につながることもさせてもらえないような状況があること、またさらにエスカレートした結果、問題が明るみにならないように偽警察のようなグループが移住労働者の行動につきまとい、相談機関等の介入を妨害するような活動にまで及んでいることが知らされました。

私を含め参加者は、海外から日本に来る人びとが安心して日本での生活を送るにはどうしたらよいかという関心をもって参加していたものと思いますが、同時に、偽警察役を買って出なければならない人びとの存在やその雇い主側の事情について、同じ国内にあって、相当に窮された状況があることにも気づかされました。

大川氏のお話では、援助者自らが主流社会側(マジョリティ)にあることで、無自覚、無意識に差別・抑圧の構造に関与しているという促え方をする必要の指摘も印象的でした。講演を受けて、後半のワールドカフェでは参加者同士の意見交換・情報交換も活発に行われました。

多文化ソーシャルワーク分野に限らず、差別・抑圧も存在する構造の中を立ち回る私たちの日々の活動が報われ、不当な制約のない人びとの活動に寄り添えるものとなることを願わずにはられません。

WORLD SOCIAL WORK DAY | 16TH MARCH 2025 | #WSWD2025

世界ソーシャルワークデー 記念イベント

「日本社会の変容と移民の受け入れ体制を考える」

政策の変化とソーシャルアクション・ソーシャルワーカーの役割

日時: 2025年3月2日(日) 10:00~16:30

会場: 日本女子大学 目白キャンパス 第三十学舎 12001 校舎

10:00 オープニング

10:10 講演 NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連) 共同代表理事 鳥井一平氏

11:30 解説 NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連) 共同代表理事 大川昭博氏 (ソーシャルワーカー)

12:00 ランチタイム(各自持参) 会場でお楽しみください

13:00 ワールドカフェ「ソーシャルワーカーが考える多文化共生社会とは?」 定員 100名

16:30 エンディング

ウェブフォームまたは参加申込書にて事前申込のうえ、指定口座に参加費をお振込みください。

申込期日: 2025年2月24日(月) 参加費支払期日: 2025年2月24日(月・祝)

【申込ウェブフォーム】 <https://jfsw.org/what-we-do/international-collaboration/wswd/wswd2025/>

会場参加: 3,000円 Web 視聴: 1,000円 ※午前中講演のみ 学生: 無料

主催: 日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)・(公社)日本社会福祉士会・(公社)日本連帯ソーシャルワーカー協会・(NPO)日本ソーシャルワーカー協会・(公社)日本精神保健福祉士協会

【お問い合わせ】 公益財団法人日本精神保健福祉士協会 〒160-0015 東京都港区赤坂2-23-3 3F 国際センター4階 TEL: 03-5366-3152

参加申込送付先(日本精神保健福祉士協会 事務局) E-mail: office@amb.or.jp / FAX: 03-5366-2993

※参加には、参加費の事前振込が必要です。入金を確認後に参加証や配信URLを送信させていただきます。



講演の様子

第28回アジア太平洋ソーシャルワーク地域会議 (APSWC2025) 参加申込みが開始

2025年11月18日(火)から21日(金)まで、スリランカ・コロンボのバンダラナイケ記念国際会議場等にて、国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋(IFSW-AP)・アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟(APASWE)主催による「第28回アジア太平洋ソーシャルワーク会議(APSWC2025)」が開催されます。今回のテーマは「ソーシャルワークが気候変動や環境問題にこたえる」です。

6月末まで、会議の参加費には早期割引料金が適用されます。

会議プログラムの詳細や、会議への参加申込はAPSWC2025ホームページをご覧ください。

APSWC2025ホームページ
<https://ifswapap2025.slapsw.lk/>

なお、本会が加盟する日本ソーシャルワーカー連盟では、会議への参加ツアーを企画する予定です。

ツアーの詳細は日本ソーシャルワーカー連盟ホームページにてご案内します。

多くのソーシャルワーカーの皆さまの会議へのご参加をお待ちしています。

日本ソーシャルワーカー連盟ホームページ
<https://jfsw.org/>



会場となるバンダラナイケ記念国際会議場

成年後見制度改正のパブリックコメント募集開始

— 中間試案のポイント説明会を予定 —

成年後見担当理事 星野 美子

2025年4月末現在、法務省法制審議会民法(成年後見等関係)部会での審議は、第18回まで実施されました。第17、18回部会では、これまでの議論を踏まえて法務省民事局から各論点別に中間試案のたたき台が示され、それぞれの立場の委員・幹事から、どのように国民に対して提案すべきか、協議をしました(各論点については、前号のニュースをご確認ください)。

社会福祉士会から参加している委員として、以下の意見を発言しています(主なもののみ)。

○法律用語は一般の社会で使われる言葉と同じ用語が用いられていても、意味が異なることがある。法律家にとって当たり前でも福祉関係者等が異なった受けとめをする可能性がある言葉については、用語解説をわかりやすくする必要のあること。

○医学モデルから社会モデルへという大きな

変革を実現させる一つの方法として、普及啓発が進んだ「本人情報シート」を、法的根拠のあるものと位置づけ、家庭裁判所への提出を必須とすること。

○郵便物の回送嘱託は、代理権に基づいて受け取れることができるようにする、死後事務における火埋葬は類型という考え方がなくなったあとにも必要に応じて後見人等であった者が対応できるようにする(義務ではない)など、郵便法や墓地埋葬法等の民法以外の法改正が必要ではないか。

○後見制度が終わることができる制度とするためには地域福祉の仕組みだけではなく、障がいそのものの捉え方の変化(個人による要因から地域・法制度等への課題へのパラダイム変換)が重要であること。

本会は、7月23日(水)に県土会会員を対象とした中間試案のポイントの説明会を予定しています。

災害担当者会議を開催しました

3月9日(日)、43県士会52人の災害支援担当者
の参加のもと「都道府県社会福祉士会災害担当者会
議」をオンライン(Zoom)で開催しました。

この会議では、内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担当)付参事官補佐の木村圭佑氏
をお招きし「災害ケースマネジメントの取組等につ
いて」をテーマにご講演いただきました。

木村氏からは、2024年6月に本会から内閣防災へ
の要望等を踏まえ「被災者に対する福祉的支援等の
充実」など、災害対策基本法等の法律改正の動きが
あることや、内閣府を中心に進められている「災害
ケースマネジメント」の取り組みについてお話し
いただきました。

続く県士会報告では、石川県士会の末松良浩会長
から「令和6年能登半島地震における社会福祉士会
の支援活動」について、山形県士会の高木千里副理
事長および八鍬真生理事から「令和6年7月山形県
大雨災害支援」について、それぞれの取り組みを報
告いただきました。また、岩手県 DWAT(災害派
遣福祉チーム)として現地支援に入られていた岩手
県士会の西尾卓樹副会長と三陸福祉会の千田富士夫
氏から、2025年2月7日に発生した大船渡市山林火

災の支援状況と課題などについて報告がなされまし
た。

これらの報告を踏まえ、意見交換を行いました。

本会災害担当理事の岡本副会長からは、令和6
年能登半島地震の支援について、2月28日現在、
支援活動者に全国から社会福祉士366人が登録し、
1,666人が被災者の見守りや相談支援を実施してい
ること、終期を見据えた支援として、定期的に石川
県士会、県、社協とのミーティングを実施してい
ることが報告されました。しかし、9月の豪雨による
生活再建途中での被害や奥能登での復興支援が進ま
ない状況などにより、孤立や災害関連死が増えてい
る中で「被災者見守り支援」という枠組みでの支援
を継続していく必要について説明がなされました。



木村参事官補佐(内閣防災)

2025年度厚生労働省補助金事業 災害時の福祉的支援におけるコーディネーターや スーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究

本会は、厚生労働省の「災害時の福祉的支援にお
けるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と
役割等に関する調査研究」(令和7年度補助金事業)
の採択団体に内定しました。

災害時の福祉的支援の場面では、被災地域にお
けるコーディネーターやスーパーバイザーとしての役
割を担う社会福祉士等の専門職の活動が欠かせませ
ん。平時から発災時に至るまでの地域における関わり
や、発災後の避難所や仮設住宅移動後の支援など、
様々な場面でその活躍が期待されています。とり

わけ災害対策関連法制において福祉的支援の充実が
強調される現在において、災害時要配慮者の生活の
ためのニーズをアセスメントし必要な社会資源につ
なげていくことは、重要なものとなっています。

本事業では、今後、どこで発生するか分からない
災害に対する備えとして、発災時やその前後におけ
るコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役
割等について、その実態を一連のものとして把握し、
課題を整理の上、その活動内容等の見える化(事例
集作成)に取り組む予定です。

2024年度補助金・助成金事業報告

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業

日本社会福祉士会 参事 竹田 匡

本事業は、厚生労働省の令和6年度老人保健事業推進事業費等補助金（老人保健健康増進等事業）の交付を受け、実施しました。本事業では、2024年度に実施した介護保険施設における社会福祉士の活用状況とその有効性について調査、検証しました。

1. 介護老人福祉施設に対する調査の結果

(1)「看取り介護加算」算定と ACP の実施における社会福祉士の貢献

介護老人福祉施設では、1施設あたり平均1.7人の生活相談員が配置され、そのうち0.6人が社会福祉士資格を有していました。注目すべきは、社会福祉士資格を有する生活相談員が配置されている施設において、看取り介護加算の算定対象者数が平均8.8人/施設と、非配置施設の6.1人/施設と比較して統計的に有意に多いことが確認された点です。この有意差は、施設規模の影響を考慮した分析においても認められており、社会福祉士の配置が看取り介護の推進に大きく貢献している可能性を示唆しています。

さらに、人生の最終段階における医療やケアについて事前に話し合うACP（アドバンス・ケア・プランニング）の取組人数においても、社会福祉士配置施設では平均5.4人/施設と、非配置施設の3.0人/施設を大きく上回る有意差が見られました。これは、社会福祉士が、利用者の意向を尊重した終末期ケアの実現に向けた取り組みを積極的に行っていることを示唆しています。

看取り介護の質を高めるための施設内の環境整備においても、社会福祉士の存在が重要な役割を果たしています。看取り介護に関する委員会の設置割合や、看取り・ACPに関するマニュアルやガイドラインの整備状況は、社会福祉士有資格者の生活相談員が配置された施設でより高い傾向にありました。これは、社会福祉士が、組織的な看取り介護体制の構築を主導している可能性を示唆しています。

また、社会福祉士は、入居者や家族との丁寧なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築し、意向や希望を的確に把握する能力に長けています。プライバシーに配慮した面談や、医療従事者との連携による分かりやすい情報提供などを通じて、入居者が安心して意思表示できる環境を整備しています。さらに、本人の希望に沿った外出や外泊の調整、医

療・ケアチームとの連携、意向の変化への柔軟な対応など、入居者本位の看取り介護を推進する上で、社会福祉士は不可欠な存在と言えます。

(2) 孤立を防ぎ、地域で支える、身寄りのない入居者支援と社会福祉士の有効性

身寄りのない入居者への支援においても、社会福祉士は多岐にわたる専門性を発揮しています。成年後見制度の利用支援、行政や地域包括支援センターとの連携、財産管理や死後対応に関する情報提供やサービス紹介など、孤立しがちな入居者を地域社会との繋がりの中で支える役割を担っています。

2. 介護医療院に対する調査の結果

介護医療院においても、社会福祉士は重要な役割を担っています。人員配置基準上は必置ではないものの、本調査では約4割の介護医療院で社会福祉士が専従又は兼務として配置されていることが明らかになりました。これは、医療的ニーズの高い入居者に対し、心理的・社会的な問題解決、退院援助、経済的な支援など、社会福祉士の専門性が現場で強く求められていることを示しています。

3. まとめ

本調査の結果は、介護老人福祉施設において社会福祉士を生活相談員として配置することが、看取り介護の質の向上、ACPの推進、身寄りのない入居者への支援、そして地域連携の強化に不可欠であることを明確に示しています。

介護保険制度における社会福祉士の配置促進と、介護医療院を含めたその専門性を十分に活かせるような支援体制の構築が重要であることを明らかにすることができました。

本調査研究事業の報告書は本会ホームページの助成・補助事業のページをご覧ください。

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/r6roukenhoukokushyo.pdf>

報告書ダウンロード QR コード(5.04MB)→



ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と 更なる活用等に関する調査研究事業

日本社会福祉士会 参事 中島 康晴

本事業は、厚生労働省の令和6年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)の交付を受け、実施しました。

1 調査研究事業の概要

本事業では、社会福祉士は具体的にどのような役割を担っているのか、どのような領域でどんな機能を発揮することを求められているかについて調査をするため、図1のとおり、福祉事務所へのヒアリング調査、社会福祉協議会へのアンケート調査、福祉関係機関へのヒアリング調査という3つの調査を実施し、社会福祉士の活用促進に向けた課題等の整理を行いました。

2 調査研究事業の成果について

(1) ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用に向けた状況把握(福祉事務所ヒアリング調査)

福祉事務所における社会福祉主事、特に生活保護行政における現業員・査察指導員について、社会福祉士資格の有無による役割・機能の違いや人材育成について、全国10か所の福祉事務所にヒアリング調査を行いました。

業務上における現業員の役割については、社会福祉主事任用資格による役割の違いは明確には確認することができなかったものの、社会福祉士が以下のような機能を担っていることが確認できました。

①他の部署及び機関との連絡調整②制度の理解③社会資源開発④自立支援⑤スーパービジョン⑥緊急性の判断一。これらはまさに社会福祉士の役割・機能の特徴を示しているといえます。

複数の福祉事務所に共通する事柄としては、社会福祉士等には、メゾ・マクロ領域に対する期待がもたれているという点が示されました。

(2) 社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況の実態把握調査

全国の都道府県・市区町村社会福祉協議会に対してアンケート調査を実施しました。

■調査対象：

市区町村・指定都市社会福祉協議会：1837箇所
都道府県社会福祉協議会：47箇所

■回収状況：

市区町村・指定都市社会福祉協議会：717
(有効回収率39.0%)
都道府県社会福祉協議会：31
(有効回収率66.0%)

「社会福祉士の採用」は、約65%の市区町村・指定都市社協で毎年または年度によって行われており、約40%の都道府県社協で毎年または年度によって実施されていることが確認できました。

「社会福祉士を対象とした採用を実施していない理由」について、市区町村では「採用したいが、資格所持者の応募がないため」と答えた割合が最も多く、

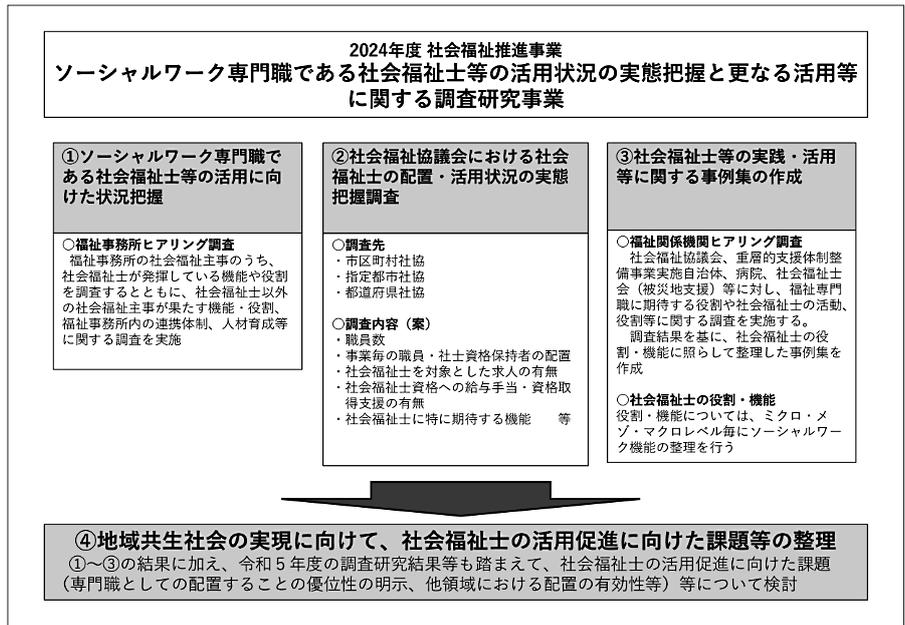


図1 調査研究の全体像

約48%を占めています。都道府県においては「入職後に資格取得の働きかけをしているため」との回答が最も多く(約44%)、次いで「採用したいが、資格所持者の応募がないため」が約33%を占めています。

「雇用の状況」について、非正規職員における社会福祉士の割合は1割に満たなかったものの、市区町村・指定都市では正職員の約30%が、都道府県では正職員の約47%が社会福祉士でした。

「資格取得の支援または資格手当の支給」については、区町村・指定都市では約60%が、都道府県社協では約78%がさまざまな形態で実施していることが分かりました。

「相談事業・権利擁護ネットワークの構築等における社会福祉士の必要性」については、市区町村・指定都市社協、都道府県社協ともに約85%が必要との回答が得られました。

「社会福祉士に期待する機能」としては、市町村ではネットワーキング機能やアウトリーチ・保護機能等が、都道府県ではネットワーキング機能やスーパービジョン機能等がそれぞれ期待されており、メゾ・マクロレベルの機能に対する社会福祉士に対する期待を確認することができました。

以上のことから、多くの社会福祉協議会では、相談支援や権利擁護ネットワークの構築等において社会福祉士の必要性が認識されており、それが資格取得支援や手当の実施などに繋がっているのではないかと考えられます。

(3) 社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集の作成

さまざまな福祉関係領域において活躍する社会福祉士の実践について、10機関にヒアリング調査を実施し、事例集を作成しました。

ヒアリング調査では、先進的な実践に取り組む機関・団体において社会福祉士がどのような役割・機能を発揮しているのかを明らかにするとともに、メゾ領域

における社会資源の開発・発掘・創出を念頭に置いた実践や、マクロ領域における社会変革機能を中核に据えた実践など、ソーシャルワーク機能の発揮では難易度が高いといわれる実践も含めて確認することができました。

以上のことから、社会福祉士の必要性やその分野における実践の広がりがみられる一方で、その確保が十分とはいえない状況があることが示されたといえます。さらには、メゾ・マクロ領域への期待にあるように、地域づくりの取組における中心的役割が求められていることが確認できました。

このような地域における社会福祉士が活動している主な活動領域と職種、所属する機関、どのような活動を行っているかについて具体的な例示と図式化を試みたものが図2です。地域福祉・地域共生に関する領域をはじめ、高齢関係、障害関係、所得保障・生活困窮者支援関係、児童・家庭関係、医療関係、災害関係、司法関係、権利擁護関係、雇用・就労関係、居住関係、多文化共生関係、学校・教育関係、自殺対策関係、依存症関係、農福連携関係、女性相談・DV関係等、現在社会福祉士が活動する領域は、福祉隣接領域にも大きく広がっています。なお本図はあくまで例示であり、さらなる活動領域・職種の広がりが見込まれます。

本調査研究事業の詳細については、報告書・事例集(本会ホームページの助成・補助事業のページ)をご覧ください。

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2024suisinhokoku.pdf>

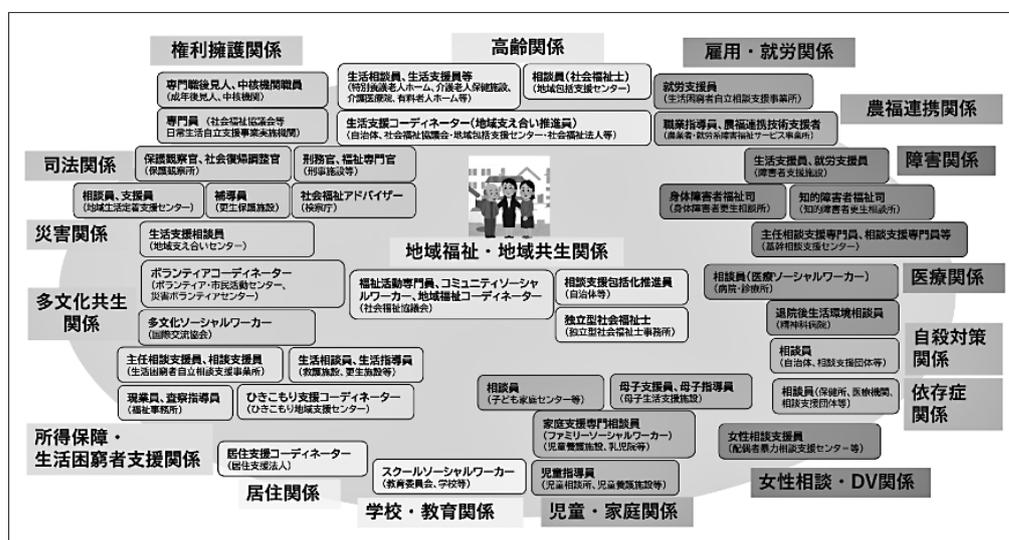


図2 地域における社会福祉士の活動領域・職種(例)

ソーシャルワーク専門職として 仲間とともに未来をつくろう

2月2日(日)に実施された第37回社会福祉士国家試験では、27,616人が受験し、15,561人が合格しました。試験に合格し、社会福祉士としての第一歩を踏み出された皆さまに心よりお祝い申し上げます。

社会福祉士は、身体若しくは精神上の障害または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じることを中心として、福祉、保健、医療、学校、労働、司法などさまざまな分野において人びとの生活上の課題解決等の役割を担うソーシャルワーク専門職です。

試験に合格し、新たに社会福祉士となられた皆さまは、これからの社会において社会福祉の向上にとって大きな力となります。皆さまがソーシャルワーク専門職として活躍されることを願っています。

さて、専門職である社会福祉士を会員とする職能団体のひとつとして、各都道府県に社会福祉士会があります。その47都道府県社会福祉士会(以下「県士会」)を正会員とする連合体組織として全国組織の日本社会福祉士会(以下「本会」)があります。

日本社会福祉士会は、日本ソーシャルワーカー協会、日本医療ソーシャルワーカー協会および日本精神保健福祉士協会とともに日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)を組織し、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)に加盟しています。

私たち社会福祉士は、これらの組織を通して全国の社会福祉士、世界各国のソーシャルワーカーとつながり、社会福祉の援助を必要とする人びとの生活と権利の擁護および社会福祉の増進に寄与します。

社会福祉士会の活動としてよく知られているもののひとつとして「ばあとなあ」の活動があります。「ばあとなあ」では成年後見人等候補者を養成し、成年後見制度の利用を必要とする方に対する成年後見人等を供給していますが、取り組みを始めた当初は、なぜ社会福祉士が法務省の制度に関わるのかと疑問を呈する方もいました。私たちは、成年後見制度を活用することで意思判断能力が不十分とされる方々の最善の利益のために、オーダーメイドの支援をする、意思決定を支援することが、福祉の専門職である社会福祉士の使命であると疑いませんでし

た。現在、成年後見制度は、様々な点で見直しの検討をされていますが、権利を擁護する、意思決定を支援するために社会福祉士が関わることを疑う人はいません。これは私たちが、ソーシャルワークの価値と倫理に立脚して活動をすすめてきたことによります。

私たち社会福祉士は、ソーシャルワーク専門職としての専門性を発揮するために、資格取得をスタートラインとして、更なる専門性の向上に努めます。専門性の向上には、知識のアップデート、理論・アプローチに基づく福祉実践とその実践に関する振り返り、スーパービジョンなどの研鑽が欠かせません。その不断の研鑽を支援するものとして、本会では生涯研修制度を用意しています。本会がオンデマンドで提供しているeラーニング講座、県士会が開催する研修会やスーパーバイザーからのスーパービジョンなど、様々な研鑽の機会を提供しています。

また、本会は、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、全国社会福祉法人経営者協議会および全国社会福祉協議会の6団体が運営に関わる認定社会福祉士認証・認定機構の事務局を担っています。認定社会福祉士認証・認定機構は、社会福祉士のキャリアアップを支援する仕組みとして、社会福祉士の実践力を認定する機関で、2011年度に設立されました。

本会は、正会員である県士会および所属会員とともに、様々な組織・機関と連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みを行うとともに、社会福祉士の実践力の向上、認知の向上、活用の場の拡大に努めています。

社会福祉士としてともに学び、成長し、活動する仲間として、未来を切り開いていきましょう。

社会福祉士、合格おめでとうございます。

e-ラーニング講座のご案内

本会では、会員の皆さまをはじめソーシャルワークに関心がある方に向けて、社会福祉士の業務に役立つ講義などをe-ラーニング講座としてオンデマンド配信しています。

e-ラーニング講座を視聴するには、ID・パスワードが必要です。ID・パスワードは入会時および更新会員証発行時に、会員証とあわせて書面にて郵

便でお送りしています。

ID・パスワードがご不明な場合は、e-learning@jacsw.or.jpまでお問い合わせください。

次表で新しく公開した講座を中心にご覧いただきたい講座を抜粋してご紹介します。

今後も新たなコンテンツをアップロードしていく予定です。ぜひご活用ください。

講座名	講座内容等
倫理綱領の理解を深めるために	○2020年6月採択の倫理綱領、2021年3月採択の行動規範をより多くの社会福祉士の皆様に身近に感じ日々の実践の拠り所とできるよう、前回の倫理綱領から変更された点、特に押さえておくべき項目を取り上げて解説します。 ○『三訂 社会福祉士の倫理・実践ガイドブック』(中央法規出版 2022年4月)を発売しています。
地域住民のエンパワメントとエコロジカル(生態学的)モデル	○エコロジカルなものの方やエコロジカルなものとのエンパワメントの関係、地域住民のエンパワメントについて理解し自らの実践を振り返り、ミクロ・メゾ・マクロレベルを一体的なものとして捉え、人と環境の相互作用から今ここで何が起きているかを説明できることを目標に講義します。
「学校－家庭－地域をつなぐ子ども家庭支援アセスメントガイドブック」の活用	○当講座ではスクールソーシャルワーカーとして経験豊富な社会福祉士が、アセスメントガイドブックの活用や実践のあり方について講義します。 ○2020年10月に『スクールソーシャルワーク実践ガイドライン』を作成し、本会のホームページ等で公開しました。その上で、広く子ども家庭福祉に関わる方々に帳票(アセスメントシート)を活用し、自らの実践の振り返りと向上に寄与できるように、『学校－家庭－地域をつなぐ子ども家庭支援アセスメントガイドブック』(中央法規出版 2023年1月)の発売をしています。

e-ラーニング講座の視聴方法

① 日本社会福祉士会トップページの右側上部の「e-Learning 講座開講中」をクリック

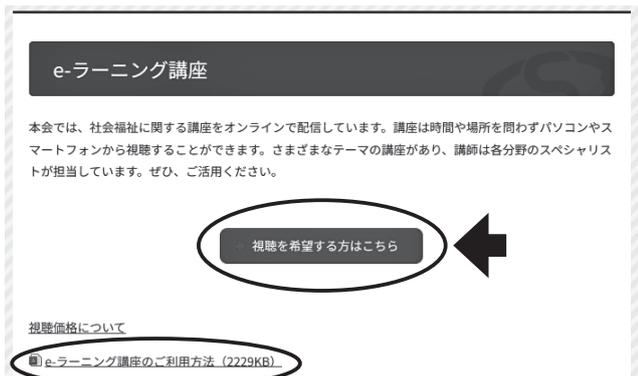


③ ID・パスワードを入力

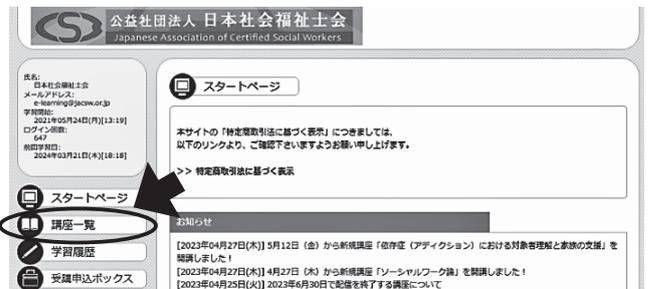
■既にID、パスワードをお持ちの方
ユーザーID、パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。

ユーザーID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
<input type="button" value="ログイン"/>	

② 下記ページ上段の「視聴を希望する方はこちら」をクリック



④ 「講座一覧」から講座を選び、視聴開始!



e-ラーニング講座の操作マニュアルについては、②の画像左下にある「e-ラーニング講座のご利用方法」よりご覧ください。

生涯研修制度

～基礎課程から専門課程へステップアップ!～

社会福祉士は、常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていくことが必要です。本会は、生涯研修制度を整備するとともに、様々な研修や情報を提供し、サポートをしています。

■生涯研修制度とは

生涯研修制度は、各都道府県社会福祉士会に所属する会員が社会福祉士の職務に関する知識および技術の向上、倫理および資質の向上のために、生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する制度です。

■生涯研修制度の体系

生涯研修制度は、「基礎課程」「専門課程」の2つの課程からなっています。

基礎課程は、都道府県社会福祉士会に入会した社会福祉士が必ず受講する課程です。専門課程は、基礎課程を修了した会員が自ら立てた研修計画に従いさらに研鑽を積むための課程です。

■基礎課程について

基礎課程は、基礎研修ⅠⅡⅢで構成され、社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身につけることを目的としています。

基礎研修は、原則としてご所属の都道府県社会福祉士会で受講することになります。基礎研修の実施、受講申込みなどに関しては、ご所属の都道府県社会福祉士会に確認ください。(会員以外の社会福祉士も受講できます。)

■専門課程について

専門課程には、社会福祉士として共通に必要な内容である「共通研修」と特定の領域による専門的な内容である「分野研修」があり、専門性の向上には両者のバランスのよい受講が望まれます。

(1) 研修計画

専門課程は、決まったカリキュラムを履修するのではなく、ご自身のキャリアプランを見据えて研修

計画を立て、受講を進めます。

研修計画を立てるにあたっては、生涯研修手帳に掲載している「認定社会福祉士制度 研修単位細則」別表1・2も参考にしてください。共通研修と分野研修をそれぞれバランス良く履修できるようにしましょう。研修の他にスーパービジョンを受けることも検討しましょう。

(2) 受講要件

専門課程の研修の中には、例えば、成年後見人材育成研修のように基礎課程を修了していることを受講要件としている研修もあります。また、スーパーバイザー養成研修のように相談援助実務経験があることを受講要件としている研修もあります。

なお、基礎課程の修了を受講要件としていない研修については、基礎課程修了前でも受講することができます。各研修の受講要件を確認のうえ、ご自身の研修計画に従って研修の受講を進めてください。

■生涯研修制度の詳細

最新の生涯研修手帳をご覧ください。生涯研修手帳は、生涯研修センターホームページからダウンロードできます。

<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/techo.html>

■動画でみる生涯研修制度

生涯研修センターホームページでは、「生涯研修制度ってどんな制度?」「どんなことが学べるの?」「どんな社会福祉士に成長できるの?」そのような疑問にお答えする動画を公開しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/about/2023-0613-1127-10.html>

▶生涯研修センター
TOPページ上にある
右記アイコンをクリック



動画でみる
生涯研修制度

認定上級社会福祉士が誕生しました

認定社会福祉士制度は、実践現場で働く社会福祉士の実践力向上の仕組みとして2011年に創設され、この間に延べ1,281人の認定社会福祉士(以下「認定社士」)が誕生しました。そして、2025年4月、認定社士の上位資格である認定上級社会福祉士(以下「認定上級」)が誕生しました。

今回は、認定社会福祉士登録推進委員会委員長の角山信司氏(本会理事)がインタビュアーとなり、認定上級の登録を終えたばかりのお二人にインタビューを行いました。

認定社士取得のきっかけ

角山 はじめに、認定社士を取得しようと思ったきっかけをお話いただけますか。

郡 医療ソーシャルワーカーになってから、たくさんのクライアントとご家族に関わり、そのたびに、学びと成長の課題をいただきました。私が就職をしたときは、まだ徳島県内に社会福祉士を持った医療ソーシャルワーカーがいなかったもので、学びを深め、自分の成長への課題に向き合うために職能団体の研修に参加し、研修で学んだことを実践に活かしたり、他者に伝えたり、働きかけをしてきました。その中で、これまでの積み重ねをしてきた証(あかし)を持って、クライアントに向き合いたいと思ったことが動機になっています。

角山 ありがとうございます。続いて、尾方さん、お願いします。

尾方 いま、医療機関では、社会福祉士が診療報酬上に位置付けられているので、自分が社会福祉士であるという自覚はあったのですが、自身が社会福祉士としてどのくらいできていて、どのくらいできていないのか。つまり、自分の現在地が、認定社士資格の取得という評価により、明確になるのではないかと考えたことがスタートです。

角山 ありがとうございます。お二人から、証であるとか現在地の確認という話がありましたが、自分自身が今どのような状態で、これまでの実践を第三者から客観的に評価される、その証明というのが認定社士取得のきっかけになったということですね。

モチベーションの維持

角山 認定社士から認定上級まで、単位や実績の取得も大変で、長い道のりがあったと思うのですが、モチベーションはどのように維持されたのでしょうか。

認定上級社会福祉士

郡 章人

(こおり・あきひと)

地方独立行政法人 徳島県鳴門病院に医療ソーシャルワーカーとして勤務。大学卒業後、愛媛労災病院、田岡病院を経て、現在の職場に勤務。患者サポートセンターの副センター長と医療社会福祉課の課長の管理業務を行いながら、日々、多くの面談を行うプレイングマネージャー。

徳島県医療ソーシャルワーカー協会の理事・会長を経て、現在は日本医療ソーシャルワーカー協会の理事。そのほか社会貢献活動も積極的に行っている。

日本社会福祉士会と日本医療ソーシャルワーカー協会共催の「認定社会福祉士認定研修」のファシリテーターを務める。認定社会福祉士認証・認定機構の登録スーパーバイザー。



認定上級社会福祉士

尾方 欣也

(おがた・きんや)

社会福祉法人 三井記念病院(急性期病院)に医療ソーシャルワーカーとして勤務。ソーシャルワーカー部門のマネージャーとして管理業務に従事しながら、ケースを持つプレイングマネージャー。このほかにも、大学での非常勤講師や地域活動にも参画。

日本社会福祉士会と日本医療ソーシャルワーカー協会共催の「認定社会福祉士認定研修」のファシリテーターを務める。認定社会福祉士認証・認定機構の登録スーパーバイザー。



尾方 私は、ミクロレベルのソーシャルワークが大好きなんです。うまくいくことが喜びになってきていたときに、認定社会福祉士認定研修を受講しました。その課題作成のプロセスはセルフ・スーパービジョンのようで、自分の実践にはどのよう

な根拠があるのか、なぜうまくいったのか、うまくいかなかったのかを考える仕組みになっていました。もちろん、解釈にとどまることもありますが、実践の根拠がソーシャルワークの理論や価値倫理によるものなのかと納得することができました。根拠が必要な作業ですが、目の前が開けるという感覚が嬉しく、恐らくそれがモチベーションになっていたと思います。

角山 ありがとうございます。郡さんは、いかがですか。

郡 自分はまだ成長期にあるというか、到達点に達してないと思っています。ソーシャルワークは奥深くて、どうしてうまくできなかったのだろう、もっと違う見方があったのではないかと探求していくと、新しい課題や解決策が見えてくるのがモチベーションの一つです。もう一つは、自分の部下が認定医療ソーシャルワーカー¹⁾や救急認定ソーシャルワーカー資格²⁾を持っていたり、徳島県医療ソーシャルワーカー協会の理事仲間が後に認定社士の申請をしたり、登録スーパーバイザー³⁾になってくれたりと、共感して一緒に学びを深められる仲間がいたというのが2つ目です。3つ目は、職場の応援です。認定社士を取るにあたって、職場がその価値を見出してくれて、申請料や登録料を負担してくれるようになりました。これはすごく嬉しくて、その後、ソーシャルワーカーに限らず、看護師や理学療法士の認定もサポートしてくれるようになりました。職場が応援してくれていると思うと、その期待には応えたいと思いました。

尾方 私は、郡さんの存在も大きいです。よく一緒に研修をしていますが、いつも前向きに学ぶ姿勢が刺激になっていて、たぶん一人だったら、来年でもいいかなと先延ばしにしていたかもしれません。同じ価値、嬉しいと思うポイントが近い方と一緒にいられたというのはとても大きかったです。

郡 私も同じです。職能団体の研修に関わるようになって、認定社士をどのように活用してもら

注

- 1) 認定医療ソーシャルワーカー：日本医療ソーシャルワーカー協会の認定制度
- 2) 救急認定医療ソーシャルワーカー：救急認定ソーシャルワーカー認定機構の認定制度
- 3) 登録スーパーバイザー：認定社会福祉士認定・認証機構に登録しているスーパーバイザー

インタビュー

角山 信司

(かどやま・しんじ)



日本社会福祉士会の理事として、認定社会福祉士登録推進委員会の委員長を務める。

沖縄県浦添市にある社会医療法人仁愛会の急性期病院で医療ソーシャルワーカーとして勤務し、現在は同法人の経営企画部システム管理課課長に就任。

認定社会福祉士(医療分野)、認定社会福祉士認証・認定機構の登録スーパーバイザー。

か、熱く語り合えるメンバーがそばにいたのは取得のモチベーションになりました。

角山 モチベーションは、自分自身の中にあるだけではなく、支え合える人たちと共に成長ができる環境が大切なのだなと思いました。心強い存在ですね。

スーパービジョンについて

角山 先ほど尾方さんからセルフ・スーパービジョンの話がありましたが、認定社会福祉士制度のスーパービジョンはどうでしたか。

尾方 スーパービジョンに関しては「叱られたらどうしよう」とか「ダメ出しされたらどうしよう」といった怖いイメージもあると思いますが、それはイメージにすぎず、私は、なんだかすっきりしないときに、スーパービジョンを受けようかなと思います。スーパーバイザーの力も大きいと思いますが、スーパービジョンを受けていく中で、だんだんと何が起きているのかを客観視できるようになります。目の前で何が起きているのかを客観視できるようになると、次に同じようなことがあったら、次はどこに着目しようか、どのようなプランを立てようかと考えられます。

角山 ありがとうございます。郡さんは、いかがですか。

郡 自身の成長の課題を見つけるためにも、違和感が残った場面を冷静に振り返るには時間が必要ですが、職場ではなかなか時間が取れません。認定社会福祉士制度には、心理的な安全性が担保されて、職場内では発言しづらい内容を取り扱うことができる職場外のスーパービジョンが位置付けられているのは利点だと感じています。

私は地方にいますので、経験を積みば積むほど、なかなかスーパーバイザーになってくださる方がいらっしゃらなくて、自分の中で理想としている、プレイングマネージャーとしての大先輩である尾方さんにスーパービジョンをお願いして、精神的に苦しかった時期に支えていただいた経験があります。

認定上級を取得してから

角山 それでは改めて、認定上級を取得したご自分に対しての心がけなどをお伺いできたらと思います。

郡 認定上級を取得しても僕の考えやスタイルは変わらず、成長の課題に向き合うことに誠実であり続けたいと思っています。認定という証を持つるだけでは意味がないので、どう活かすかという視点、目の前のクライアントだけではなく、市民とか県民のために本当に何ができるのかということに(更新までの)この5年間は向き合い考えて行動していきたいと思っています。

角山 ありがとうございます。

尾方 これから「認定社士と認定上級は、何が違うの?」「認定上級になったら何かできるようになるの?」と、聞かれる機会が増えるのではないかと考えています。ですから認定上級の役割を常に意識して行動していきたいです。この認定制度創設には、多くの方が関わられて、予算もついてきたのでしょから、私の満足に終わらせてはならず、認定制度をどう社会に還元するかということを考えていかないといけないと思っています。

認定社士を目指す方へのメッセージ

角山 ありがとうございます。最後に、この記事を読んでいる認定社士を目指す方たちに向けてメッセージをお願いします。

尾方 平昌オリンピックでスピードスケートの金メダリストの小平奈緒さんのインタビュー記事に「技術を言葉に落とし込む作業」という言葉がありました。小平さんが所属していたスケート部では技術討論会というミーティングがあって、自分がどうして速く走れるのかをテーマにディスカッションをするそうです。自分の技術を後進に伝えていくためには、その自分の技術を言葉に落とし込み、その落とし込んだ言葉を伝えなければならない。そして、その場合の共通言語は、ソーシャルワーク理論における専

門用語のことだと思うのです。

ですから、技術を専門用語に落とし込む作業は、怠らないようにしたいと思っています。皆さんとディスカッションをし、学んだり高め合ったりするためにも、この認定社士資格取得のプロセスを利用していただきたいと思います。

角山 ありがとうございます。郡さん、お願いします。

郡 高校時代の校訓にあった「今日あることを感謝して、日々最善を尽くして進むべし」という言葉がすごく好きなんです。今、ソーシャルワーカーとして居続けられているのは、クライアントからたくさんの学びの機会を得て、いろいろな専門職に支えてもらいながら今日あることを忘れないようにしています。我われは、倫理綱領にあるように、クライアントに対する最善の利益を考えて実践しなければならぬし、培ってきた力量も含めて、説明責任としてクライアントの前に立つことが重要だと思います。認定社士として必要とされる力量を身につけて、クライアントの前に立って向き合って支援をしていただけたら嬉しいです。

角山 本記事を読まれた方がたには、自分自身の歩んできた道のを言語化することができ、クライアントに対してきちんと説明ができ、最善の支援ができるようにしてもらいたいというお二人からのメッセージでした。

お忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございました。

認定社会福祉士とは

社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。

認定上級社会福祉士とは

社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。

認定社会福祉士をとろう！

■認定社会福祉士を取得するには

認定社会福祉士を取得するルートは、複数ありますが、本会の生涯研修制度と直結した認定社会福祉士取得ルートについて説明します。

■基礎研修修了者を対象とした「生涯研修ルート」

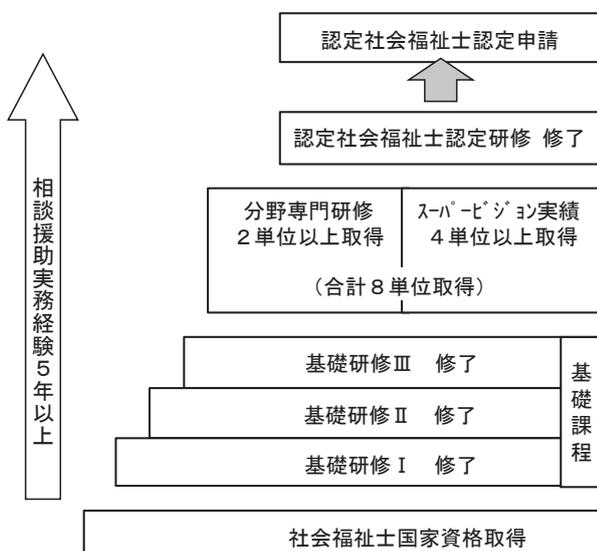
本会の生涯研修制度では、社会福祉士に共通に必要な内容を学ぶ必修研修として、基礎研修を位置付けています。基礎研修はⅠ～Ⅲで構成される3年間の課程で、本研修を修了した社会福祉士会会員が認定社会福祉士を取得するルートとして設置されているのが「日本社会福祉士会 生涯研修ルート」です。

基礎研修の修了者は、スーパービジョン実績(受ける)4単位以上とご自身が認定を受けようとする分野の分野専門研修2単位以上の組み合わせで合計8単位を取得し、相談援助実務経験5年以上の要件を満たせば、認定研修を受講することができます。

8単位の組み合わせは次の2通りです。

- ①スーパービジョン実績(受ける)6単位(約3年間) + 分野専門研修2単位
- ②スーパービジョン実績(受ける)4単位(約2年間) + 分野専門研修4単位

なお、認定機構にスーパーバイザー登録している方は、スーパービジョン実績(受ける)は必須ではありません。例えば分野専門研修8単位取得でも認定研修の受講が可能となります。



図：日本社会福祉士会 生涯研修ルート

■スーパービジョン実績(受ける)について

認定社会福祉士制度におけるスーパービジョンは、認定社会福祉士認定・認証機構(以下「認定機構」)に登録したスーパーバイザーとスーパービジョン契約を締結し、個人スーパービジョンは1年間に6回以上、グループスーパービジョンは1年間に8回以上のスーパービジョンを受けることで、2単位の実績となります。

スーパービジョンについては、基礎研修Ⅱで基礎的知識を学び、基礎研修Ⅲで体験することができます。

■分野専門研修について

認定機構が認証した分野専門研修が単位の対象となります。認定社会福祉士は5つの分野(高齢、障害、児童・家庭、医療、地域社会・多文化)で認定が行われます。皆さまは、ご自身の実践分野で認定申請をすることになりますので、ご自身の実践分野の分野専門研修を受講します。なお、高齢分野で認証されている成年後見人材育成研修(2単位)は、障害、医療、地域社会・多文化のどの分野でも単位の対象となるなど、他分野での単位の振り替えが可能な研修もあります。分野専門研修にお申し込みの際には、単位となる分野もご確認ください。

■認定社会福祉士認定研修について

認定社会福祉士認定研修は、毎年9月に研修の申し込みを開始します。申込方法などの詳細は、本会ホームページに掲載する開催要綱をご覧ください。

■認定社会福祉士の申請は、9月1日から9月30日まで

認定社会福祉士および認定上級社会福祉士の申請期間は、新規申請・更新申請ともに9月1日から9月30日までです。認定社会福祉士認定研修を修了した方は、認定申請をお忘れのないようお願いいたします。

認定社会福祉士認証・認定機構ホームページ

<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html>



認定社会福祉士取得ルート図

第33回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会) 最終告知！今夏はご縁の国しまねにご参集ください！！

一般社団法人島根県社会福祉士会 会長 田中 涼

いよいよ島根大会が直前に迫って参りました。日本社会福祉士会NEWSで島根大会を告知するのもこれが最後になります。今回は、未だお伝えできていない島根大会の魅力をお届けいたします。

2日目午前の島根特別分科会は島根県社会福祉協議会との共催で「地域共生社会推進セミナー」を開催します。基調講演は中央大学法学部の宮本太郎教授、実践報告は島根県内の福祉行政、社会福祉協議会実践者がそれぞれ登壇されます。皆さまに対するおもてなしは、キッチンカー、書籍販売や福祉施設による物販が充実しています。

なお、事前申込みがない場合でも、大会への参加は当日、会場にて申込みいただけますが、懇親会の参加については当日の申込みはできません。

私たちの心意気は最高潮です。全国の同志の参加をお待ちしております。それでは、ご縁の国しまねでお会いしましょう。

日時：2025年7月5日(土)・6日(日)

会場：くにびきメッセ(島根県松江市)

島根大会特設サイト→



第34回 日本社会福祉士会全国大会日本社会福祉士学会(青森大会)大会テーマが決まりました

「共に生きる社会」をつくる社会福祉士

～じゃわめぐ未来へ「わ」と「な」をつなぐ～

公益社団法人青森県社会福祉士会 会長 納谷 むつみ

2026年の第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会青森大会のテーマが決定しました。

メインテーマは、人口減少に立ち向かい、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士が引き続き取り組む姿勢を表現しました。

サブテーマの「じゃわめぐ」は、津軽弁で楽しくてワクワクドキドキする様子を意味します。青森が世界に誇る夏祭り・ねぶた祭が始まる直前の心持ちが、まさしくこれです。「わ(私)」「な(汝)」も津軽弁です。「わ」の一文字には和、輪、我などさまざまな漢字が当てられるように、私たちの多様な思いが込められています。

ねぶたの曳手、跳人(はねと)、囃子方などの役割を持ち、熱く楽しい祭りを実現するように、すべての人びとが役割を持ち、支えあいながら、明るく暮らす近未来の地域共生社会を、現代の「わ(私)」と「な(あなた)」(会員同士、クライアントとソーシャルワーカー、さまざまな社会資源と社会福祉士等)という二人称を基本として広がっていく多様なつながりの力

で作っていくという願いを、文化の一つである方言で表現しました。

島根大会では、「いのち・権利・暮らしをまもり、支えるソーシャルワーク～人と地域をつなぐ縁結び社会へ～」というテーマのもと、その人らしい暮らしの実現という明るい未来を創造するソーシャルワークのありようを「ご縁」の国で考えましょう、と呼びかけられています。青森でもその思いをしっかりと受け止め、「わ」と「な」のご縁を「輪」にし、「和」にする大会にしたいと思っています。

大会本番まで一年余りとなりました。会議を重ねながら、社会福祉士のあるべき姿とは何か、果たすべき役割とは何かについて、仲間とともに思いを深め、思いを一つにしています。基調講演、記念講演、分科会、そしてソーシャルワークの過程で得られた暗黙知を結集し共有する、青森ならではの懇親会についても楽しみながら企画を練っています。

皆さまのご参加をお待ちしております。

2024年度臨時総会を開催しました

2025年3月15日(土)に鉄鋼会館(東京都中央区)において、2024年度臨時総会を開催しました。議事次第は次のとおりです。

I 理事会報告

- 第1号報告 2025年度事業計画
- 第2号報告 2025年度収支予算
- 第3号報告 次期綱紀委員会委員選任報告
- 第4号報告 令和6年能登半島地震の被災地支援について

II 事務連絡

- 第1号事務連絡 規程の制定等
- 第2号事務連絡 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)
- 第3号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)
- 第4号事務連絡 その他
 - (1) 正会員に対する活動助成募集要項
 - (2) 成年後見に関する事項
 - (3) 公益通報について

今回の臨時総会では、議案はありませんでした。理事会報告は報告後に質疑を行う事項です。第1号報告および第2号報告では、2025年度の事業計画および予算を説明しました。第3号報告では、正会員に所属する社会福祉士7名、正会員に所属する社会福祉士以外3名について、2025年度の綱紀委員会委員として選任したことを報告しました。第4号報告では、まず、岩手県社会福祉士会の坂口繁治会長から大船渡市の山林火災に対する支援に対し感謝が述べられるとともに、火災は沈静化したものの被災した方がたの支援に岩手県士会として取り組んでいくことについて報告がされました。続いて、本会岡本副会長から、災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要について説明するとともに、石川県社会福祉士会の末松良浩会長から令和6年能登半島地震における石川県士会が取り組んできた被災者見守り・相談支援事業等の活動、今後の支援活動の方針等を報告するとともに、令和6年奥能登豪雨を含め全国からの支援について感謝が述べられました。

また、事務連絡では、2024年6月から2025年2月までの間に制定した規程等についての報告に続き、第33回島根大会(本年6月開催)の準備状況を島根県士会の田中涼会長と渡辺秀美実行委員長から、第34回青森大会(2026年開催)の準備状況を青森県士会の納谷むつみ会長から、それぞれにご報告いただきました。その他、2025年4月に募集を開始する「正会員に対する活動助成」の募集要項、法制審議会(民法(成年後見等関係)部会)の動き、公益通報に関する事項について報告しました。

総会議案資料集および議事録はホームページに掲載しています。

2025年度通常総会の議案について

2025年6月21日(土)に鉄鋼会館(東京都中央区)において、第37回通常総会を開催します。今回の総会では役員を選任が行われます。議事項目は次のとおりです。議案資料集は、ホームページに掲載しています。議事録は後日掲載予定です。

I 議案

- 第1号議案 2024年度決算報告
- 第2号議案 役員選任案

II 理事会報告

- 第1号報告 2024年度事業報告
- 第2号報告 2026年度予算・制度に関する提案書
- 第3号報告 2024年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況

III 事務連絡

- 第1号事務連絡 規程類の改正
- 第2号事務連絡 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)
- 第3号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)
- 第4号事務連絡 2024年度事務局代表者会議開催報告
- 第5号事務連絡 その他

社会保障審議会福祉部会がスタートしました

2025年4月24日(木)、社会保障審議会福祉部会(第27回)が開催されました。この福祉部会において、「福祉人材確保専門委員会」が立ち上げられるとともに、「地域共生社会の在り方検討会議」「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」等の検討状況が報告されました。

本会からは西島会長が委員として参画し「身寄りのない高齢者等が抱える課題等について、ソーシャルワーク専門職として役割を果たしていきたいが、現在の日常生活自立支援事業でも待機者が多い状況がある。身元保証、死後事務となると非常に重たい内容となるが、現在の検討状況や今後の検討策について教えてほしい」「中山間地域における配置基準の弾力化も大事だが、質の低下や職員の負担につながらないように、慎重な検討をい

ただきたい」「介護人材の検討が中心に議論されると認識しているが、社会福祉士も他業種との賃金格差があり、人材の流出があると聞く。ぜひ検討してほしい」などの発言がなされました。

次回の福祉部会は、2025年夏頃に開催される予定です。福祉部会の資料は、厚生労働省のホームページをご覧ください。



声明を発信しました

2025年1月以降、本会は日本ソーシャルワーカー連盟の構成団体として、以下の声明を発信しました。詳細は以下またはホームページをご参照ください。

○声明

発信日	標題
2025年2月10日	高額療養費制度の見直しに関する声明

高額療養費制度の見直しに関する声明

現在、厚生労働省では、高額療養費制度の見直しの議論がされていますが、この度の議論では、本年8月より各所得区分ごとの自己負担額の引き上げ、来年8月より外来特例の見直しが行われる内容となっています。本見直しは、受診抑制や治療中断が危惧され、その後の患者自身の生活に大きな影響を及ぼすことが予測されるだけでなく、受診控えによる医療提供体制側への影響も懸念され、議論が不十分だと考えます。

今後の人口動態を見据えた持続可能な社会保障制度の継続性を念頭におかれた議論であることは理解いたしますが、日々、医療機関を中心にソーシャルワーカーが受けている経済的な相談の中で、高額療養費制度が「がん患者等」の医療費負担軽減策の対象とならないことや対象期間が月ごととなることにより自己負担額が倍増する事例、感染拡大等の影響で入院期間が長引いた結果自己負担額の増加に繋がる例などが多数発生しています。

国民のいのちと生活を守る医療提供体制、社会保障制度の構築が求められる中、その目的は国民一人一人の健康増進、その人らしい生活を住み慣れた地域で続けることです。受診控えや治療中断はあってはなりません。今回の高額療養費制度の見直しはその目的と合致しているとは考えにくく、この度の高額療養費制度の見直しの再考をお願いするとともに当事者の実態を踏まえた制度構築を望みます。

2025年2月10日

日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW)
 公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香
 特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良 昌徳

学会関連情報

研究誌『社会福祉士』第33号の論文等募集

7月1日(火)より研究誌『社会福祉士』第33号の論文等を募集します(締切9月1日(月)必着)。今回より提出方法が郵送からメールに変更になります。執筆要領などの詳細は、本会ホームページをご覧ください。皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。



[投稿論文募集]

生涯研修センター情報

「2025年度児童家庭支援ソーシャルワーク研修」のご案内

本研修では、子どもとその家族を支援するために必要な地域支援の仕



組みや各課題、特に子ども虐待の背景となる貧困問題やDV、子どもの発達課題や保護者自身の心身状態の問題等を学び、地域における子ども家庭支援を実践できるよう社会福祉士としての価値や倫理を踏まえた知識と技術を身につけることを目的に開催します。

(日程)8月30日(土)~31日(日)
(会場)タイム24ビル(東京都江東区)
(申込方法)申込方法などの詳細は、生涯研修センターホームページに掲載の開催要項をご覧ください。



詳細はこちら

その他の情報

変更届の提出(氏名、住所、勤務先変更)

氏名・住所・勤務先に変更がある場合は(市町村合併により住所表記が変更となった場合も)本会ホームページの「よくある質問」に掲載している変更届をダウンロードし、FAXかE-mail添付にてご提出ください。

詳細は本会ホームページでご確認ください。



[よくある質問]



新刊・近刊等情報

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

障害と所得保障—基準の管理から分配の議論へ—

著者：風間 朋子(兵庫県社会福祉士会)
発行元：生活書院
発行年月：2023年12月
A5判 / 320頁
本体価格：3,000円(税別)

本書は、障害者を対象とした所得保障制度を恩給制度から国民年金法制定までの約90年間にわたる変遷を振り返り、検討されています。これにより明らかになったのは、恩給、官業共済、工場法、労災保険、健康保険、厚生年金保険、国民年金、身体障害者福祉法など、一見ばらばらな制度が複雑に絡み合い、現在の状況を形作っているということです。本書は、近代化以降の日本における労働者の位置づけやその扱われ方について再考する機会となります。社会福祉士

やソーシャルワーカーの皆さんの実務や思想を深めていただくために、ぜひご一読ください。



社会福祉士養成カリキュラムに準拠

福祉の現場で役立つ情報・知識が満載です

社会福祉士養成課程テキスト

社会福祉学習双書

2025

全15巻

「社会福祉学習双書」編集委員会 編
定価 2,420~3,410円(税別)
※巻によって異なります

最新情報に全巻年次改訂!



総括編集委員

※所属・肩書は令和6年11月現在

原田 正樹 日本福祉大学学長
空閑 浩人 同志社大学教授
芳賀 信彦 国立障害者リハビリテーションセンター総長
宮本 太郎 中央大学教授
山縣 文治 関西大学名誉教授

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

全社協出版部受注センター

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
zeshakyo-s@shakyo.or.jp

全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

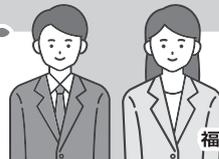
成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単に」管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。

成年後見

TYPE H

社会福祉士様
各種法人様向け



TYPE P

都道府県社会
福祉士会会員様向け

機能と
ポイント

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)・財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見収支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額!

特価キャンペーン実施中!

ラインナップ

キャンペーン価格

成年後見システムType H・P(ライト版)

30,800円(税・送料込)

成年後見システムType H・P(スタンダード版)

52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2026年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認ください。



法律とコンピューター
株式会社リーガル

https://www.legal.co.jp/

本社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078



2025年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

月	日	企 画 名	会 場	都道府県 社会福祉士会 からの派遣	都道府県社会 福祉士会推薦の ある研修・会議等	規模等
4	19	第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会	事務局			
5	11 17	第1回全国生涯研修委員会議 第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会	オンライン オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
6	15 21 21 28-29	第1回生涯研修センター協議会 第37回通常総会 第3回理事会 臨時理事会第1回 臨時理事会第2回 認定社会福祉士更新研修	オンライン 東京都内 東京都内 オンライン	○		15人
7	3 5 5-6 19	令和6年度老健事業の報告会 第3回業務執行理事打合せ 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会) 第4回業務執行理事打合せ 第4回理事会	オンライン くにびきメッセ くにびきメッセ オンライン			
8	23 30-31	第5回業務執行理事打合せ 第5回理事会 児童家庭支援ソーシャルワーク研修	事務局 東京都内			100人
9	6 7 14-15 27	都道府県社会福祉士会会長会議 第6回理事会 都道府県社会福祉士会会長会議 2025年度スーパーバイザー養成研修 第2回全国生涯研修委員会議	東京都内 東京都内 東京都内 東京都内	○	○	50人 47都道府県社会福祉士会
10	18	第6回業務執行理事打合せ 第7回理事会	オンライン			
11	15	第7回業務執行理事打合せ 第8回理事会	オンライン			
12	7 20	独立型社会福祉士研修 第8回業務執行理事打合せ 第9回理事会	オンライン オンライン			50人
1	17 31	第9回業務執行理事打合せ 第10回理事会 基礎研修講師養成研修	事務局 オンライン		○	240人
2	1 7	基礎研修講師養成研修 第10回業務執行理事打合せ 第11回理事会	オンライン オンライン		○	240人
3	20	臨時総会 第12回理事会	東京都内			

○開催月が未定の本会行事予定

月	日	企 画 名	会 場	都道府県 社会福祉士会 からの派遣	都道府県社会 福祉士会推薦の ある研修・会議等	規模等
未	未定	スクールソーシャルワーク全国実践研究集会	オンライン			180人
未	未定	スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会	オンライン		○	50人
未	未定	子どもの権利擁護に関する連絡協議会	オンライン	○		
未	未定	生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会	未定			110人
未	未定	実習指導者講習会講師養成研修	未定		○	50人
未	未定	都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未定	認定社会福祉士認定研修	オンライン			48人
未	未定	第2回生涯研修センター協議会	オンライン	○		15人
未	未定	第1回都道府県ばあとなあ連絡協議会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未定	第2回都道府県ばあとなあ連絡協議会	東京都内	○		47都道府県社会福祉士会
未	未定	2025年度 都道府県・自治体支援に向けた連続勉強会 第1回	オンライン	○		
未	未定	2025年度 都道府県・自治体支援に向けた連続勉強会 第2回	オンライン	○		
未	未定	独立型社会福祉士に関する都道府県士会との意見交換	オンライン	○		
未	未定	第22回 独立型社会福祉士全国実践研究集会	オンライン			120人
未	未定	2025年度 司法福祉全国研究集会	オンライン			
未	未定	地域共生に関する研修(仮称)	オンライン			
未	未定	事務局代表者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未定	正会員事務局職員向け研修	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未定	倫理綱領・行動規範講師養成研修	オンライン		○	80人
未	未定	スーパーバイザースキルアップ研修	未定		○	50人

事務局組織図 (2025年4月1日現在)

事務局長
牧野 一義

事務局次長
北村裕美子

企画室
牧野 一義 (兼任)
荒木 千晴 (兼任)
上野 善子

総務・組織運営グループ

北村裕美子 (課長兼任)
総務グループ業務全般
草川 茂 (課長補佐)
総務、綱紀、保険、契約、労務
縄田 宣之 (主査)
生涯研修センター、基礎研修、SV、倫理綱領
庄子 夏子 (主任)
会員管理、広報
松野由美子 (主任)
経理・出納、委託販売管理、全国大会、統一模試
桑島 愛
(育児休業中)
高橋 順子
生涯研修センター、実習指導、認定社会福祉士 (名簿登録)
林 瑠果
組織、学会

企画グループ

荒木 千晴 (課長)
企画グループ業務全般、国際
倉持美保子 (主査)
生活困窮者支援、権利擁護センターぱあとなあ (虐待関連)
赤沼 裕紀 (主任)
社会福祉士実態等調査、独立型社会福祉士
中野 駿 (主任)
介護保険施設調査、司法福祉、地域包括ケア
鏡 健幸
権利擁護センターぱあとなあ (後見関連)
長谷川伶音
子ども家庭支援、多文化

認定社会福祉士制度推進グループ

牧野 一義 (課長兼任)
認定社会福祉士制度推進グループ業務全般
柏谷 千晶 (主任)
認定社会福祉士認証・認定機構 (研修認証、SV)
北村 毅 (主任)
認定社会福祉士認証・認定機構 (個人認定、SV登録)

四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

6月

1日(日)基礎研修プログラム検討PT
15日(日)生涯研修センター協議会
21日(土)第37回通常総会 第3回
理事会 臨時理事会第1回・第
2回
22日(日)生涯研修センター企画・運
営委員会
28日(土)～29日(日)認定社会福祉
士更新研修

7月

5日(土)第3回業務執行理事打合せ
5日(土)～6日(日)第33回日本社会
福祉士会全国大会・社会福祉士
学会(島根大会)
6日(日)第2回学会運営委員会
19日(土)第4回業務執行理事打合せ
第4回理事会
21日(月)生涯研修センター企画・運
営委員会
多文化ソーシャルワークプロ
ジェクト
27日(日)第3回学会運営委員会

8月

3日(日)基礎研修プログラム検討PT
23日(土)第5回業務執行理事打合せ
第5回理事会
24日(日)生涯研修センター企画・運
営委員会
30日(土)～31日(日)児童家庭支援
ソーシャルワーク研修

都道府県社会福祉士会 会員情報

4月30日付 会員数	45,827人
4月中 入会 会員数	1,021人
前年同月会員増減数	824人増
前年同月会員増減率	1.83%増